

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタート!

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これにより、幼児期の学校教育の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。

新制度の主な目的・内容

- 計画的に教育・保育の確保、質の改善を行います
- 幼稚園と保育園の両方の機能や特徴を併せ持つ認定こども園の普及を進めます
- 地域の子ども・子育て支援事業の充実を目指します



手続きが変わります

新制度のスタートに伴い、保育園・幼稚園などの利用にあたっては、お子さんの年齢や教育・保育の必要性に応じた市による認定を受ける必要があります。次の3つの区分の認定に応じて、施設などの利用先が決まります。

認定区分	利用時間	対象者	利用できる施設など
1号認定 (教育標準時間認定)	朝～昼過ぎ ※1	満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される方(保育を必要としない方)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	朝～夕方	満3歳以上で、保育園などでの保育を希望される方 ※2	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	朝～夕方	満3歳未満で、保育園などでの保育を希望される方 ※2	保育園 認定こども園 地域型保育事業

- ※1 利用時間は園により異なりますのでお問い合わせください
- ※2 保護者の就労や疾病などで、家庭での保育ができない方が対象

平成27年度の施設の利用に向けた手続き

幼稚園を利用希望

- ①希望する施設に直接利用申し込み
- ②施設から入園の内定
- ③施設を通じて利用のための認定(1号)を申請
- ④市から認定証が交付

私立幼稚園 9月
公立幼稚園 10月予定



保育園を利用希望

- ①希望する施設にて保育の必要性の認定申請(2号又は3号)及び施設の利用申し込み
 - ②市から認定証が交付
 - ③申請者の希望、保育園などの状況により、市が利用調整のうえ利用先が決定
- 申込時期 11月予定



認定こども園を利用希望

- ①希望する施設に直接利用申し込み
 - ②施設から入園の内定
 - ③施設を通じて利用のための認定(1号)を申請
 - ④市から認定証が交付
- 申込時期 9月



保育を希望される場合

- ①希望する施設にて保育の必要性の認定申請(2号又は3号)及び施設の利用申し込み

- ②市から認定証が交付
 - ③申請者の希望、保育園などの状況により、市が利用調整のうえ利用先を決定
- 申込時期 11月予定

現在、利用している施設を引き続き利用する場合

施設を通じて手続きの案内をする予定です。



幼稚園や保育園などの保育料は…

新制度における幼稚園、保育園などの保育料は、保護者の所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国が定める基準を上限に、新たに市が定めることとなります。現在、検討を進めています。

利用手続きなどの問い合わせ先

- 公立幼稚園に関すること
問 学校教育課 学務係 28・6045
- 私立幼稚園に関すること
問 金生幼稚園 58・65110
三島幼稚園 24・3183
- (両園とも平成27年度より、0歳児から受け入れ可能な認定こども園に移行予定)
- 認定こども園に関すること
問 緑ヶ丘認定こども園 58・61111
愛和認定こども園 24・35533
- 公立・私立保育園に関すること、子ども・子育て支援新制度に関すること
問 こども課 保育事業係 28・6027

※申込受付日や認定証交付時期、利用先の決定時期など詳しくは、広報10月号に掲載予定です